



® 平成 30 年 8 月 22 日 (水)
No. 14757 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ年32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆判例評釈 自動車商品企画情報事件(日産営業
秘密事件) 地裁判決および高裁判決 [上]… (1)

判例評釈 自動車商品企画情報事件(日産 営業秘密事件) 地裁判決および高裁判決 [上]

東京高判平30・3・20 T K C 法律情報データベース(判例DB)(LEX/DB25560096)

横浜地判平28・10・31 T K C 法律情報データベース(判例DB)(LEX/DB25545259)

久留米大学法学部教授

帖佐 隆

不正競争防止法における営業秘密の刑事的保護法制については、平成15年法改正で制度が導入されて以来、平成17年改正、平成18年改正、平成21年改正、平成23年改正、平成27年法改正と進んで保護が手厚くなった。それとともに、営業秘密の刑事事件についての裁判例の蓄積も徐々に進んでいるように見える。

今回は、この刑事裁判例について、一つ、自動車商品企画情報事件を採り上げて検討してみたい。

SUN・GROUP

企業経営や事業に貢献する
グローバルな知財戦略のプロ集団

サン・グループ 会長 藤本 昇

サン・グループ 代表 藤本 周一

特許業務法人 藤本パートナーズ

所長 弁理士 藤本 昇

機械・意匠・知財紛争
訴訟・鑑定・契約

【URL】
www.sun-group.co.jp

【大阪】
〒542-0081
大阪市中央区南船場 1-15-14
堺筋福地ビル2階
(総合受付5階)

【東京】
〒102-0093
東京都千代田区平河町 1-1-8
麹町市原ビル3階

副所長 弁理士 中谷 寛昭 (化学)

副所長 弁理士 野村 慎一 (意匠・国際)

弁理士 小山 雄一(特許・国際)	弁理士 北田 明(機械・制御)	弁理士 白井里央子(商標・不競法・著作権・国際)
弁理士 田中 成幸(商標・不競法)	弁理士 大川 博之(機械・制御)	弁理士 石井 隆明(意匠)
弁理士 久米 哲史(化学・国際)	弁理士 山本 裕(化学・薬学)	弁理士 三条 英章(化学)
弁理士 北村 七重(意匠・国際)	弁理士 横田 香澄(化学)	弁理士 道慶 一豊(化学)
弁理士 大西 陽子(意匠)	中国弁理士 展 馨(機械・国際)	

【大阪】TEL:06-6271-7908 FAX:06-6271-7910 【東京】TEL:03-3237-3998 FAX:03-3237-3997 【E-mail】info@sun-group.co.jp

株式会社ネットス

内外国の知財情報の調査・パテントマップ・知財情報の加工・解析・翻訳

代表取締役社長 藤本 周一

取締役 田村 勝宏 取締役 川原 丈夫

【大阪】TEL:06-6261-2990 FAX:06-6261-2993

【東京】TEL:03-3237-4390 FAX:03-3237-4391

【E-mail】nets@sun-group.co.jp

株式会社パトラ

知財教育・PBS・外国法務

リーダー 【大阪】TEL:06-6271-2383 FAX:06-6271-7910

高橋 香央里 【東京】TEL:03-3237-3998 FAX:03-3237-3997

【E-mail】patra@sun-group.co.jp

第一、当該事件と裁判内容について

1. 事案の概要

(1) 公訴事実第1について (公訴事実1)

Yは、自動車の開発、製造、売買等を業とするA株式会社(日産株式会社=A)に商品企画本部所属の従業員として勤務し、同社の自動車の商品企画に関する情報等を、同社のサーバーコンピュータに保存されたそれらの情報にアクセスするためのID・パスワードを付与されて、示されていた者である。

罪となるべき事実1としては、Y方において、Yが、不正の利益を得る目的で、A社から貸与されていたパーソナルコンピュータ(PC)を使用して前記サーバーコンピュータにアクセスし、あらかじめ同PCに保存していた前記自動車の商品企画に関する情報などであるデータファイル8件(データファイル1～8)等が含まれたフォルダを同パーソナルコンピュータから自己所有のハードディスクに転送させて同データファイルの複製を作成して、その営業秘密の管理に係る任務に背き、営業秘密を領得したとする事案である。

罪となるべき事実2としては、Aのαセンターにおいて、不正の利益を得る目的で、同社から貸与されていた前記PCを使用して前記サーバーコンピュータにアクセスし、前記自動車の商品企画に関する情報などであるデータファイル4件(データファイル9～12)等が含まれたフォルダを同サーバーコンピュータから自己所有のハードディスクに転送させて同データファイルの複製を作成し、その営業秘密の管理に係る任務に背き、営業秘密を領得したとする事案である。

(2) 公訴事実第2について (公訴事実2)

同じくYは、Aが、Aのβセンター事業所において、同社の自動車製造工程等に関する情報などであって公然と知られていない教本(本件教本)につき、βセンター事業所に立ち入るためのA社社員証を付与された上、本件教本の一部を複写し、これを占有するなどして示されていた者であるが、同日頃から同年11月13日までの間、不正の利益を得る目的で、前記教本の一

部を複写したものをB株式会社(B=Yの転職先)γ工場に持ち込むなどして横領し、もってその営業秘密の管理に係る任務に背き、営業秘密を領得したとする事案である。

2. 争点

公訴事実1における、罪となるべき事実1、2、および、公訴事実2のすべてに対し、Yおよび弁護人はいずれも無罪を主張している。つまり罪となるべき事実を一部否認し、争点化されている。争点については以下のとおりとなっている。

(1) 公訴事実1について

①営業秘密性

データファイル3～8及び12に係る情報について不正競争防止法における営業秘密性。さらに詳しくいえば、データファイル3～8及び12に係る情報の秘密管理性、データファイル4、8、12に係る情報の有用性、データファイル8に係る情報の非公知性である。

②営業秘密性についての認識・不認識(故意の存在・不存在)等

データファイル3～8及び12に係る情報についての営業秘密性を認識していたか、認識できる余地もなかったかどうか。(なお、前者については故意の要件に該当すると解されるが、後者については秘密管理性の要件に該当し、上記(1)①の問題に帰着すると解される。)

③主観的要件(不正の利益を得る目的)の存在・不存在

データファイル1～12を複製した際、Yに、不正の利益を得る目的があったかどうか。

(2) 公訴事実2について

本件教本について、秘密管理性、有用性、非公知性をすべてについて充足するかどうか(結果、営業秘密に該当するかどうか)、領得の故意を欠くかどうか、不正の利益を得る目的が存在するかどうか。

3. 判旨

公訴事実1について有罪。懲役1年執行猶予3年(罰金なし)。

公訴事実2について無罪。